建 築 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ 工事概要

工事名称		滋賀県立大学圏場実験施設棟空調設備更新工事
工事場所		滋賀県彦根市八坂町２５００　　敷地面積　320.814 ㎡
用途規制		第１種低層　第２種低層　第１種中高層　第２種中高層　第１種住居　第２種住居
その他の規制		準住居　近隣商業　商業　準工業　工業　工業専用　指定なし
防火規制		防火地域　準防火地域　法22条指定区域　指定なし
		風致地区　自然公園　宅造規制区域　市街化区域　市街化調整区域
工事期間・限		日間　　令和　４年　１月３１日　限
工事項目		
１ Ｂ８棟		① 仮設足場工事 ② 天井ボード撤去張替え工事

Ⅱ 建築工事仕様

１　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　最新版版」（以下「標仕」という）および「公共建築改修工事標準仕様書　最新版版」（以下「改修標仕」という）による。（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　「建築工事監理指針　最新版版」および「建築改修工事監理指針　最新版」を参考とする。）

２　特記仕様　　１　項目は番号に ○ 印のついたものを適用する。
　　２　特記事項は　○ 印のついたものを適用する。
　　○ 印のない場合は ※ 印のあるものを適用する。
　　○ 印と ※ 印のある場合はともに適用する。
　　３　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。
　　４　電気設備工事特記仕様書と重複する項目は、電気設備工事特記仕様書による。

章	項目	特記事項
①一般共通事項	① 施工基準	本工事は、滋賀県建設工事執行規則に基づき、工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書を含む図面　　業、標仕により完全に施工する。 上記相互間に相違のある場合の優先順位は、記載の順序とする。　(1.1.1)
	② 完成図	完成図の種類、記入内容および様式は標仕により作成し、原図、ＣＡＤデータおよび焼付製本（縮小版Ａ４サイズ）　　部を提出するものとする。なお、標仕の表1.7.1の完成図に本特記仕様書を加えたものとする。　(1.7.1,1.7.2)
	３ 保全に関する資料	保全に関する資料は標仕により作成し、監督員に指示された必要部数の原本、複写図および電子データを提出するものとする。なお、作成に際しては、国土交通省作成の「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参考とし、詳細については監督員の指示による。　(1.7.3)
	④ 工事写真	工事管理写真はカラーとし、その内容が明確に判別できるものとする。デジタル写真とする場合、使用するデジタルカメラの総画素数は200万画素以上、記録画素数は640×480画素以上とする。

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
着工前	サービス版	・　・９・30	1	状況によりつなぎ写真
工事中	サービス版		1	必要に応じ撮影する
完成時	サービス版	・　・９・12	3	完了届提出用
定期提出	サービス版	※３・６・９	1	工事月報用
竣工写真	※ サービス版 ・ キャビネ版	・　・５・７	2	主として外観
	サービス版	・　・10・20	2	主として内観
	竣工写真については、銀版写真の場合はネガ、デジタル写真の場合はファイル形式をＪＰＥＧとし、ＦＤ、ＭＯ、またはＣＤ-ＲＯＭにて提出すること。			

工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。 工事写真キャビネ版はアルバム台紙に、サービス版は工事写真帳に貼り付けて提出すること。

⑤ 技術検査　工事施工途中において、適宜中間技術検査を行う。　(1.6.2)
⑥ 現場代理人　原則として、現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。
契約約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する期間および本工事における現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務できる条件は、別に定める「現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県土木交通部）」による。
①現場代理人の常駐を要しない期間
・ 請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、現場代理人の工事現場への常駐は要しない。
・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
②工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。
現場代理人は、請負人との直接的な雇用関係が確認できる資料を監督職員に提出すること。
⑦ 技術管理　請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたらせること。
① 技術者の専任を要しない期間
・ 請負契約の締結の日の翌日から令和　年　月　日までの期間については、主任技術者または監理技術者の工事現場への専任は要しない。
○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
② 滋賀県建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という）第31条第2項の規定に基づく検査を完了した日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査を完了した日とは、発注者が契約約款第31条第2項に基づく当該検査の結果を通知した日（契約約款第31条第6項に該当するものを含む）とする。
また、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。
⑧ 技能士　各工種の作業については、極力技能士の資格を有する者に作業をあたらせること。　(1.5.2)
また、請負人は、○印のついた工事種別および技能検定の職種について、職業能力開発促進法による一級技能士または単一等級の資格を有する者を、１職種１名以上該当工事作業中工事現場（資材製作加工の場合は製作所）に常勤させるとともに、作業に先立ち事前にその氏名等を監督職員に届け出なければならない。
・ 仮設工事（とび）　・ 鉄筋工事（鉄筋）　・ コンクリート工事（・ 型枠 ・ ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送）
・ 鉄骨工事（構造物鉄工）　・ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ(ALC)ｾﾒﾝﾄ工事（・ CB積 ・ ALC)ｾﾒﾝﾄ施工）
・ 防水工事（ ・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水 ・ 合成ｺﾞﾑｼｰﾄ防水 ・ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水 ・ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水 ・ ｾﾒﾝﾄ系防水 ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ）
・ 石工事（ ・石張り ・ 石積み ・ 石材加工）　・ タイル工事(タイル張り)　・ 木工事（建築大工）
・ 屋根及びとい工事（ ・屋根金属薄板葺きおよびとい設置 ・ かわらぶき ・ 石綿スレート葺き）
・ 金属工事（鋼製下地）　・ 左官工事（ ・ 金こて仕上, ﾓﾙﾀﾙ塗り, 吹付 ・ 断熱硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ吹付）
・ 建具工事（ ・ ｻｯｼ施工 ・ ｶﾞﾗｽ加工取付 ・ 木製建具加工取付 ・ 自動ドア取付）　・ 塗装工事(塗装)
・ カーテンウォール工事(金属製カーテンウォール施工)
・ 内装工事（ ・ 表具 ・ 壁装 ・ 畳製作施工 ・ ﾌﾞﾗｽﾁｯｸ系床施工 ・ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床施工 ・ ｶｰﾗﾝ施工 ・ ﾎﾞｰﾄﾞ仕上）
・ 排水工事(配管)　・ 植栽工事(植栽)　・ 外壁改修工事(樹脂接着剤注入施工)

⑨	建築材料等	建築材料等は、極力県内産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。 ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承諾を受けること。 工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はＦ☆☆☆☆とする。 あわせて、その他室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策として、その原因となる物質の含有量が低減度である材料を極力選定する。（標仕を参考とすること。）　(1.4.1) さらに、環境配慮の視点から、以下の材料の利用に努めること。 (1)グリーン購入法に基づくエコマーク商品 (2)建設リサイクル法により再資源化された リサイクル製品、材料 (3)滋賀県リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品 （参考URL http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/gomizero/h2112reeflet.pdf）　(1.4.1) 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとすること。　(1.4.1) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁　平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督員に提出すること。　(1.4.2)
⑩	材料の検査に伴う試験	試験は、原則として公的試験場で行うものとし、その場所の決定にあたっては監督職員の承諾を受けること。 ①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比および提案理由。 ②ＶＥ提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工条件等を含む） ③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額および算出根拠。 ④甲が別途発注する関連工事がある場合は、それとの関係。 ⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項。 ⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項。 （２）甲は、提出されたＶＥ提案書に関する追加資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。 （３）乙は、ＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに提出できるものとする。 （４）ＶＥ提案の提出にかかる費用は、乙の負担とする。 ４．ＶＥ提案の審査 ＶＥ提案の審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
⑪	特殊な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
⑫	各種検査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書およびその写し各１部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。
13	設備工事との取合	各設備工事によるコンクリート部分の梁、壁、床の貫通補強及び仕上げ部分、軽量鉄骨天井下地、同壁下地の開口補強は建築工事とする。　(1.3.11)
⑭	下請け業者の選定	各種下請業者、製造所等県下で供給出来るものについては、極力県内業者を選定すること。
⑮	公害対策	工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のなきよう、工事竣工まで万全の対策を講ずること。　(1.3.8)
⑯	産業廃棄物の処理	請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。 (1) 本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を厳守し、分別解体及び再資源化等実施すること。 (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び建設副産物適正処理推進要綱を厳守し、建設副産物の発生抑制および再利用の促進に努めること。また再生資源利用【促進】計画書および同実施書を作成し速やかに報告のこと。 (3) 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を厳守し、同法第１２条の３によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。
17	発生材の処理	引渡しを要するもの：
⑱	保険等	請負人は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。
⑲	安全対策	※ 工事車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、近隣家屋に騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、工事全般に万全の対策を講ずること。また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障のないよう努めること。 ・ 別添仮設計画図・配置図等により示された仮設計画を参考に、請負人にて構造、施工方法について十分検討のうえ、関係法令に従い安全堅固に設置すること。
20	総括安全衛生管理義務者	労働安全衛生法第３０条第２項の総括安全衛生管理義務者には、（・建築工事 ・ 電気設備工事 ・機械設備工事） の請負人を指名する。
㉑	シンナー等の保管	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。
㉒	火気の管理	喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配するこ。
㉓	過積載防止の措置	請負人は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すること。
㉔	騒音振動の防止	請負人は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された建設機械（ ‘97ラベル）を使用すること。
㉕	工事カルテの作成及び登録	請負人は、工事請負代金５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター(JACIC)に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。 なお、工事請負代金が５００万円以上２，５００万円未満の工事については、受注時の登録のみでよい。 提出の期限は以下のとおりである。 （１）受注時登録データの提出期限は、契約締結後１０日(土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 （２）完了時登録データの提出期限は、工事完了後１０日（土、日、祝日、年末年始を除く)以内とする。 （３）施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内に変更データを提出しなければならない。
26	低入札価格調査制度に基づく措置	(1)配置技術者の増員 建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、監理（主任）技術者とは別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で１名現場に配置しなければならない。 なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同様の職務を行うものとする。 また、当該技術者を求めることになった場合には、その旨名その他必要な事項を監理（主任）技術者と同様の方法により届け出ること。 (2)施工体制台帳および施工計画書にかかる内容の説明 建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、請負人は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。 (3)材料、下請負代金等の支払い状況等の説明 建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、毎月の下請負代金の支払い状況が確認できる資料を履行報告に追加して提出すること。 また、監督職員から材料費、労務費、下請負代金、その他経費（以下「経費等」という。）の支払いの状況について説明を求められた場合は、これまでに要した経費等の支払いを確認できる資料ならびに今後必要とする経費等とこれにかかる資金の調達方法の資料を提示するとともに、それらの内容について説明を求められた場合は、応じなければならない。 (4)工事コスト調査への協力 請負人は、建設工事等入札執行要領第１７条第１項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合においては、工事コスト調査に協力しなければならない。 （概要は県ホームページ：http://www.pref.shiga.jp/h/d-kanri/kensetsu_low/index.html を参照のこと） ・元請者は、下請者の協力を得て、開接工事費等諸経費動向調査票(建築工事においては共通費実態調査票の作成を行い、完了届提出後１週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。 ・請負人は、開接工事費等諸経費動向調査票等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、元請者は、下請者についてもﾋｱﾘﾝｸﾞに参加させるものとする。
27	契約後ＶＥ方式に関する特記事項	1．定義 ＶＥ提案とは、契約書第１９条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書について、請負人（以下「乙」という。）が発注者（以下「甲」という。）に行う提案のことをいう。

28	総合評価方式に関する特記事項	2．提案の範囲 （１）乙がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料および施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 （２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。 ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴うもの。 ②契約書第１８条にもとづき条件変更が確認された後の提案。 ３．ＶＥ提案書の提出 （１）乙はＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（様式１～４）に記載し、甲に提出しなければならない。 ５．ＶＥ提案の採否等 （１）甲は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内に書面により通知するものとする。ただし、乙の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 （２）提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合の通知は、その理由を付して行うものとする。 （３）甲は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第１９条の２の規定に基づくものとする。 （４）甲は、ＶＥ提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第２４条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 （５）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。 （６）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合において、甲がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。 （７）ＶＥ提案が適正と認められた後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や、予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して変更できるものとする。 ６．ＶＥ提案の保護 ＶＥ提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。 ７．責任の所在 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った請負人の責任が否定されるものではない。
		1．競争参加資格の確認申請時の技術提案内容の担保 請負人は、競争参加資格の確認申請時に提出した施工計画等に関する技術提案書（以下、「技術提案書」という。）に基づき、工事を履行しなければならない。 2．技術提案内容の施工計画書への反映 施工計画書の取り扱いは標仕のとおりであるが、請負人は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式に整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。 3．配置技術者等 請負人は、技術提案書に記載した配置予定技術者を当該工事の主任技術者または監理技術者あるいは現場代理人として配置しなければならない。 4．履行の確認方法 （１）技術提案の履行確認のとりまとめについては、「技術提案の履行確認書（以下、「履行確認書」という。）」によるものとする。 （２）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書と併せて提出するものとする。なお、履行確認方法については、技術提案書においてあらかじめ示した方法によるものとする。 （３）請負人は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算したうえ、監督職員へ提出するものとする。 （４）計算結果については、受発注者の両者で確認を行うこととする。 （５）履行の確認にあたり必要があると認められるときは、監督職員はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。この場合の確認または復旧に要する費用は、請負人の負担とする。 5．再度の施工 （１）請負人は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工または手直しの計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が再度の施工が適当でないと判断した場合は、この限りではない。 （２）請負人は、前項の計画書の内容について監督職員の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度監督職員の確認を受けなければならない。 6．不履行に対する措置 技術提案書に記載された内容について、請負人の責により入札時の提案内容が履行されない場合は、次式により求めた点数を工事成績評定（法令遵守等）において減点することとする。 なお、履行確認の対象とするのは、技術提案（簡易な施工計画）および県産材の使用の有無とする。 ●各着目点の不履行による減点数＝α×β×３ α：減点係数(表１のとおり) β：受注者の各着目点の加算点数（ただし、技術提案において加算点評価されなかった内容についてはβ＝0.2とする。） ●工事成績評定における減点数＝各着目点の不履行による減点数の総和 ※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。また、「県産材の使用」については評価項目単位とする。 表１：減点係数（α） 履行率 ／ 減点係数（α） 50%未満 ／ １．０ 50%以上　75%未満 ／ ０．６ 75%以上　90%未満 ／ ０．３ 90%以上　100%未満 ／ ０．１ <加算点評価の対象となった現場代理人の従事> 技術提案書に記載した現場代理人が、工期内で途中交代した場合、全体工期に対して従事していた期間により履行率を求め、減点係数（α）を設定し減点する。 <加算点評価の対象とならなかった現場代理人の従事> 減点の対象とはしない。 ※県産材の使用における減点係数は、以下のとおりとする。 <加算点評価の対象となった資材> 完了時の使用数量に占める県産材使用量が50%を下回った場合にのみ、減点係数（α）を「1.0」とし減点する。ただし、提案のあった県産材使用量以上の利用が合った場合や真にやむを得ない理由と認められる場合はこの限りでない。 <加算点評価の対象とならなかった資材> 減点の対象とはしない。 7．契約変更の取り扱い （１）請負人が作成する施工計画書のうち、技術提案に係る資料については、発注者が確認するが、請負代金額の変更は行わない。 （２）不可抗力（地震・風水害等）によって、地形が変形し数量に変更があった場合は、発注者と請負人が協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。 （３）現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と請負人の協議のうえ、発注者が認めたものについて変更の対象とする。
㉙	施工体制点検	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。
㉚	設計ＧＬ	※ 図示　・ 監督職員が現場にて決定する。
31	揮発性有機化合物の室内濃度測定	平成18年国土交通省告示第1130号に基づく「評価方法基準　第5 6-3 (3)」に定められた方法によること。　(1.5.9) 測定箇所：　（監督職員の指示により決定） 測定化学物質　・ ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ　・ ﾄﾙｴﾝ　・ ｷｼﾚﾝ　・ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　・ ｽﾁﾚﾝ　・ ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ ・
㉜	不法無線局の排除	請負人は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。
㉝	取扱説明書の作成	竣工引渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。　(1.7.3) （部数、詳細については、監督職員の指示による。）

34	近隣住民等への説明	請負人は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。
35	近隣家屋の調査	請負人は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋・工作物等の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、請負人自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物等についても調査を行うこと。
36	ユニバーサルデザイン	バリアフリー化にあたっては、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を遵守すること。
37	別途工事との連絡協議	請負人は、別途施工する電気・機械設備工事の業者間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取り合いについて図示がある場合においても、施工時に必要に応じて協議を行い連絡を密にすること。
38	住宅性能評価	請負人は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」を遵守し、住宅性能評価書に示された品質を確保すること。
㊴	暴力団員等による不当介入の排除	滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について） １ 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。 ２ 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第１号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。 また、請負者は、以上のことについて、下請負人に対して十分に指導を行うものとする。 ３ 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 公共建築に係る環境配慮指針実施要領に基づく、チェックシートを作成し提出しなければならない。
40	環境配慮指針	

② 仮設工事

１	監督員事務所	監督員事務所の規模　（ ・１０㎡・２０㎡・３５㎡・６５㎡・１００㎡）程度　(2.3.1) 備品　机、いす、書棚、黒板、ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、安全帯、衣類ロッカー 請負人加入電話の手機、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。　(2.3.1)
②	仮囲い	図示によるガードフェンス等、他鉄板塀、金網塀、板塀等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。
③	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償 ・ 無償）・ 利用できない
④	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償 ・ 無償）・ 利用できない
５	シート養生	必要に応じて室内外の壁、天井、床等シートで養生する。 溶接作業を行う場所については、防災シートを使用し、防火対策を講ずる。
⑥	足場	足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床において手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置すること。　(2.2.4)

③ 土工事

１	埋戻しおよび盛土	種　別　・ A種　※ B種　・ C種　・ D種　不足分は良質土搬入する。　(3.2.3)
２	建設発生土の処理	・ 構内指示場所敷きならし　・ 構外指示場所敷きならし　※ 構外搬出適切処理　(3.2.5)
３	山留め	・自立鋼矢板　・ 切梁腹起鋼矢板　・ 親杭横矢板　(引抜工法)　(3.3.1)

④ 地業工事

１	試験掘削	杭の本数　※ 最初の１本　・ 図示　　力所　(4.2.2) 支持力の算定方法　※ 平成13年７月２日国土交通省告示1113号による。
２	試験杭	杭の本数　※ 最初の１本　・ 図示　　力所　・寸法　　m　(4.2.2)
３	載荷試験	・杭載荷試験　　力所　長期設計支持力　　ｋＮ／本　(4.2.3) ・地盤載荷試験　　力所　長期設計支持力　　ｋＮ／本　(4.2.4)
４	既製コンクリート杭	杭の種類 ／ 規格・材質 ※遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 ／ ※ＪＩＳ　Ａ５３７３（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種） ・ 建築基準法の認定品 ・
		長期設計支持力　　ｋＮ／本　(4.3.2) 施工法　※ ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ工法　(4.3.3～5) アースオーガーの支持地盤への掘削深さ　※ １．５　m　・　m 支持地盤への根入深さ　※構造図による ・ 打込み工法 施工法の種類： 打込杭の推定支持力の算定方法　※構造特記による ・ 特定埋込杭工法 施工法の種類：　※構造特記による 杭先端の形状　・ 開放型　・ 半開放型　※ 閉そく型（ ・ ペンシル型　※ 平坦型） 杭頭の処理　※ ダイアモンドカッター　・ 油圧カッター　・ 手ばつり　(4.3.7) 杭の精度　水平方向の位置ずれ　※杭径の1/4かつ100mm以内　・　mm以内 ずれが上記を超えた場合は、監督員の指示により補強を行うこと。 杭の継手　※アーク溶接継手　・ 無溶接継手（工法：　）　(4.3.6) 杭周固定液　・使用する　・使用しない
５	鋼杭	工法　・ 打込み工法　(4.4.3,4) 施工法の種類： 打込杭の推定支持力の算定方法　※構造特記による ・ 特定埋込杭工法 ※構造特記による 鋼杭の種類　・ 鋼管杭（記号：　）　・ Ｈ形鋼杭（記号：　）　(4.4.2) 杭先端の形状　※ 開放型　・ 杭の継手　※JIS A 5525 による　・　(4.4.5) 杭頭の処理　・
６	場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭	※ 構造特記による 鉄筋　帯筋組立の形及び割付け　※構仕（各部配筋参考図2.2④丸形(D)）による　・図示　(4.5.3) 最小かぶり厚さ　※100mm　・　mm コンクリート種別　・ Ａ種　・ Ｂ種 コンクリートの設計基準強度　　Ｎ／mm2 掘削工法　・ ｱｰｽﾄﾞﾘﾙ工法　・ ﾘﾊﾞｰｽ工法　・ ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ工法　・　(4.5.4) 構造体ｺﾝｸﾘｰﾄ強度と供試体の強度の差を考慮した割増し　・行う（　N/mm2）　※行わない 杭の精度　水平方向の位置ずれ　※100mm以内　・　mm以内
７	杭頭補強	補強の方法　・Ａ形　・Ｂ形　※ 図示　(別図1.1)
８	砕石	※ ＲＣ－４０　・　(4.6.2)
９	床下防湿層	ポリエチレン系シート敷　厚さ 0.15mm以上　重ね・のみ込み寸法　250mm以上　(4.6.2),(4.6.5)
10	土間下断熱材	特記仕様書（２）内装工事の「断熱材」による
11	基礎支持地盤の確認	根切完了後、監督職員の承諾を得て施工する。また支持地盤で設計支持力が得られないと見込まれる場合は、監督職員と打合せのうえ、適切な処置を取ること。　(3.2.1)
12	地盤改良	

令和3年 3月 日	滋賀県立大学財務課				

TORI	株式会社 TORI設備計画	工事名称	滋賀県立大学圏場実験施設棟空調設備更新工事
〒542-0081	大阪市中央区南船場2の7の14（大阪写真会館）	図書名称	特記仕様書（1）
		図面No.	A01／36
		設計日	2021年3月